

入札時に提出する陳述書について

(お知らせ)

入札時には、入札書、住民票等のほか、陳述書も提出していただく必要があります（民事執行法 65 条の 2、民事執行規則 38 条 7 項、31 条の 2）。

入札書と共に陳述書が提出されないと、その入札は無効となります。また、陳述書の追完はできません。

陳述書の記載に不備がある場合には、入札が無効となることがありますので、記入、提出に当たっては、陳述書下欄の注意事項をよくお読みください。

なお、各陳述書の「陳述」欄にある「自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は、別紙（中略）のとおりです。」は、これに該当する場合のみ、□にチェックを入れてください。□にチェックが入っているのに、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付がない場合は、その入札は無効となります。

陳述書は、神戸地方裁判所姫路支部執行官室でお受け取りいただくか、BIT (<https://www.bit.courts.go.jp/>) のホームページ右下にある「ダウンロード」にも掲載しております。

必要書類など、ご不明な点は、神戸地方裁判所姫路支部執行官室（079-281-3505）までお問い合わせください。

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 7月28日

神戸地方裁判所姫路支部競売係

裁判所書記官 平 尾 良 子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 8月20日から 令和 8年 8月27日まで	
開札期日	日 時 場 所	令和 8年 9月 2日 午前10時00分 神戸地方裁判所姫路支部売却場
売却決定 期日	日 時 場 所	令和 8年 9月30日 午後 1時00分 神戸地方裁判所姫路支部競売係
買受申出の保証の 提供方法		下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規則33条）		☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 7月28日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。		



913

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	2, 170, 000 1, 736, 000	一括	434, 000	30, 811	0
1	1, 070, 000				
2	1, 100, 000				



物 件 目 録

1 所 在 たつの市龍野町中井字西垣内

地 番 151番

地 目 宅地

地 積 304.13平方メートル

共有者 A 持分8分の1

共有者 B 持分8分の7

2 所 在 たつの市龍野町中井字西垣内151番地

家屋 番号 151番の1

種 類 居宅

構 造 木造瓦葺2階建

床 面 積 1階 117.94平方メートル

2階 46.84平方メートル

共有者 A 持分8分の1

共有者 B 持分8分の7



物 件 明 細 書

令和 7年 5月27日

神戸地方裁判所姫路支部競売係

裁判所書記官 平 尾 良 子

1 不動産の表示

【物件番号1、2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1、2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

隣地との境界が不明確である。

本件土地上に現存しない建物（家屋番号16番）の登記が存在する。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があ

ります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



11

物 件 目 録

1 所 在 たつの市龍野町中井字西垣内

地 番 151番

地 目 宅地

地 積 304.13平方メートル

共有者 A 持分8分の1

共有者 B 持分8分の7

2 所 在 たつの市龍野町中井字西垣内151番地

家屋 番号 151番の1

種 類 居宅

構 造 木造瓦葺2階建

床 面 積 1階 117.94平方メートル

2階 46.84平方メートル

共有者 A 持分8分の1

共有者 B 持分8分の7

令和7年(ケ)第10002号

令和7年 3月24日受理

令和7年 4月30日提出

現況調査報告書

神戸地方裁判所姫路支部

執行官 吉田 誠之

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 たつの市龍野町中井字西垣内
地 番 151番
地 目 宅地
地 積 304.13平方メートル
共有者 A 持分8分の1
共有者 B 持分8分の7
- 2 所 在 たつの市龍野町中井字西垣内151番地
家屋 番号 151番の1
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺2階建
床 面 積 1階 117.94平方メートル
2階 46.84平方メートル
共有者 A 持分8分の1
共有者 B 持分8分の7

不動産の表示	「物件目録」のとおり					
住居表示	(たつの市龍野町中井１５１番地)					
土地	物件　１					
現況地目	☒ 宅地（物件１） ☐ 公衆用道路（物件） ☐ （物件）					
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 物件配置略図のとおり ☐					
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり					
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）					
その他の事項	「その他の事項」のとおり					
建物	物件　２					
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主である建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：階　約㎡ 階　約㎡					
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある――種類： 構造： 床面積：					
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を住居（空き家）として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり					
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）					
その他の事項	「その他の事項」のとおり					
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある――地方裁判所支部平成年（ ）第号 保管開始日平成年月日					
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 物件配置略図のとおり					

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(2 枚目)

その他の事項

■ 本件不動産の状況等

1 表札等の表示

本件建物玄関にある郵便受けに亡Cの氏名と住所の記載がある。

2 物件1の土地（本件土地）の状況等

(1) 本件土地の状況は、以下に記載の状況のほか関係人の陳述、添付図面及び添付写真のとおり、本件建物の敷地として利用されている。

(2) 土地の周辺に境界標識等は見受けられず隣接地との境界は判然としないが、西側の境界と思われる付近には一部ブロック塀が設置されている。北側は亡D名義の山林（地番161番4）が隣接しているところ、一部山林部分を削って取り込んでいる可能性がある。また、土地の南東側の形状が公図、建物図面と相違しているが、関係人の陳述、地元自治会における古地図の調査から、土地の形状はおよそ物件配置略図のとおりと思われる。

地積及び周辺隣接地との境界については、隣接土地所有者の立会の下、専門家による測量等により確定する必要がある。

(3) 本件建物の南西側はブロック塀で囲われた庭となっているが、公図、建物図面からすると亡D名義の地番152番4の目的外土地である。

3 物件2の建物（本件建物）の状況等

(1) 本件建物の状況は、以下に記載の状況のほか関係人の陳述、添付図面及び添付写真のとおりである。

(2) 立入調査を行ったところ、添付写真のとおり室内には家財道具が認められたが、ライフラインは停止され、長期間居住者のない状況と認めた。

占有状況としては、近隣居住者の陳述及び上記の状況から2枚目記載のとおりで、A、Bが動産を残置した空き家の状態で占有しているものと認めた。その他に第三者による占有を示すものは認められなかった。

(3) 建物の状態は、1階床の間、広縁、2階全体に雨漏りがあるほか、床の沈み込みがあり、保守管理状態は悪いものと認めた。

(4) 2階階段横に1階東側の屋根裏を利用した収納が存在するが、その利用状況は屋根裏を利用した物置であり、床面積には加えないものとした。

4 本件土地には、本件土地を所在地とする家屋番号16番の建物登記が存在する（所有者：D）が、同建物は存在しないものと思われる。

5 Aからの回答要旨

(1) 本件建物の実状は全く知らない

(2) 本件土地に関するトラブルなどは知らない

(3) 本件土地の形状が公図や建物図面と違い、東側の地番143番の土地を取り込んでいるかどうか知らない。

Bからの回答要旨

Bに対し、本件不動産について占有関係、物件状況等に関する照会書を送付したが、同人から期限までに回答がなく、また本報告書提出までに何らの連絡もなかった。

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等(要旨)
■ E (浄蓮寺代表者)	1 本件建物は、現在空き家です。 2 本件土地の形状が公図や本件建物の建物図面の形状と違っており、本件土地が地番143番の浄蓮寺の土地を取り込んでいるのではないかとのことですが、お寺の土地は本件土地や南側の地番150番の土地より数メートル高くなっているため、本件土地がお寺の土地を取り込んでいることはないと思います。 3 本件土地は昔から現在の土地の形で亡Cさん、亡Dさんが使われていたので、亡Cさん、亡Dさんの土地だと思います。 4 現在、本件建物の東側に溝がありますが、昔は南側の東西の道路から本件建物の東側を通して裏の山へ続く里道がありました。 5 地元の自治会には古い地図があり、土地の形状の参考になると思います。
■ 近隣居住者	1 本件土地は昔から現在の土地の形で亡Cさん、亡Dさんが使われていたので、亡Cさん、亡Dさんの土地だと思います。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年3月26日(水) 11:14-11:16 14:50-14:55	神戸地方法務局 龍野支局	公図等閲覧、登記事項証明書交付申請 同 受領
7年3月26日(水) 15:20-15:46	物件所在地	物件確認・物件調査、写真撮影
7年4月8日(火) 9:42-10:28	物件所在地	物件調査、立入調査、写真撮影、評価人と同行
7年4月9日(水)	郵便照会	A、Bに対し物件状況等照会書送付
7年4月11日(金) 13:00-14:15	物件所在地	E、近隣居住者に面談、地元自治会において古地図閲覧
7年月日() :-:		
7年月日() :-:		

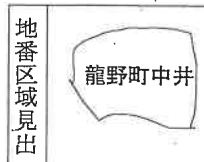
(特記事項)

☐ 令和 7年 月 日
本日まで居住者からの連絡はなく、目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☒ 令和 7年 4月 8日
目的物件は施錠されていたので、立会人 F を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 7年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

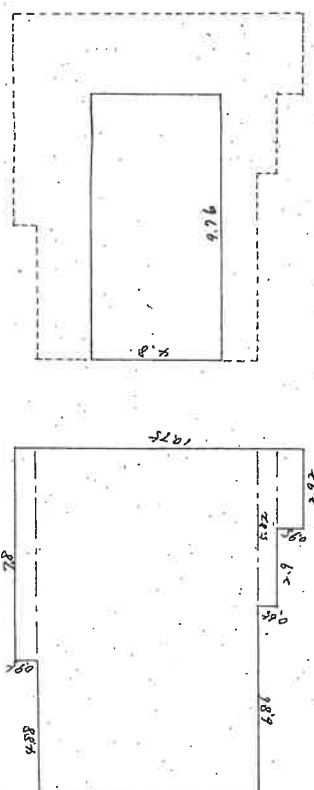
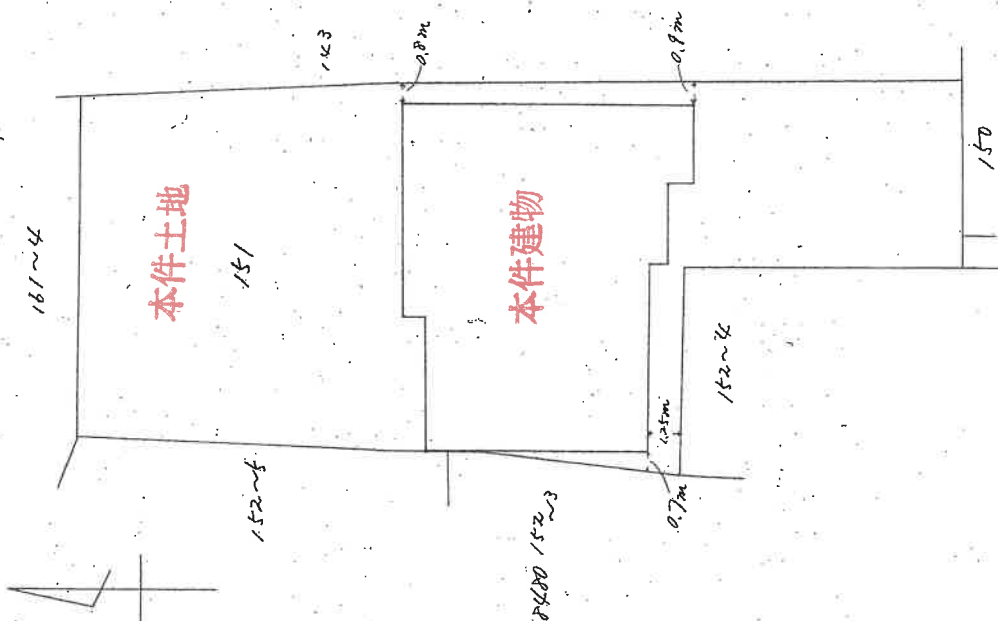


請求部	所在	たつの市龍野町中井字西垣内				地番	151番			
出力縮尺	縮尺不明	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日					備付年月日(原図)			補記事項		

本図面はA³版をA⁴版に縮小したものである

建各階物平面圖

昭和	45	年	3	月	18	日	作製者		人	
作	製	年	月	日						



1. 蜡床面漆

7.8	x	0.95	=	7.410
12.68	x	8.2	=	103.976
5.82	x	0.65	=	3.7830
2.92	x	0.95	=	2.7740
				<u>117.9450</u>
				117.945 m ²

乙階床面積

$$9.76 \times 4.80 = 46.8480 \approx 47$$

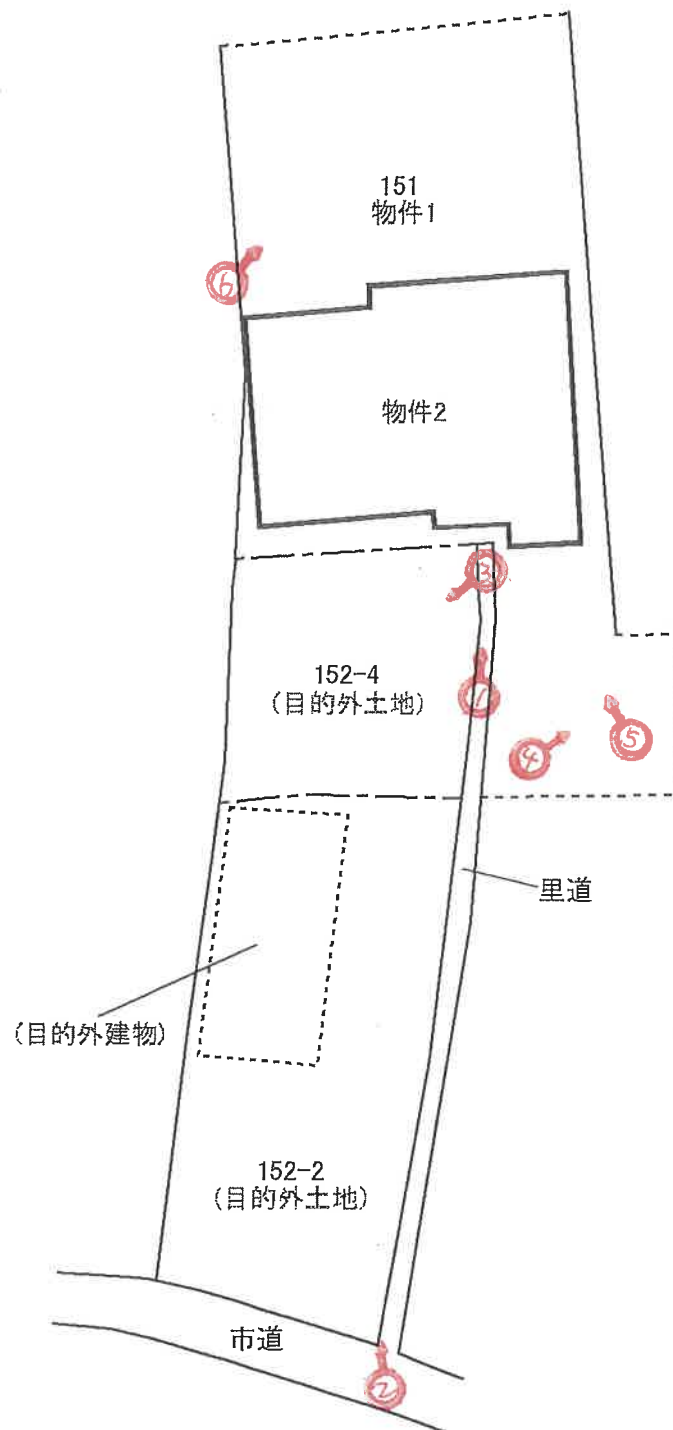
縮. 尺.

1/200

354402

本図面は A³ 版を A⁴ 版
に縮小したものである

4



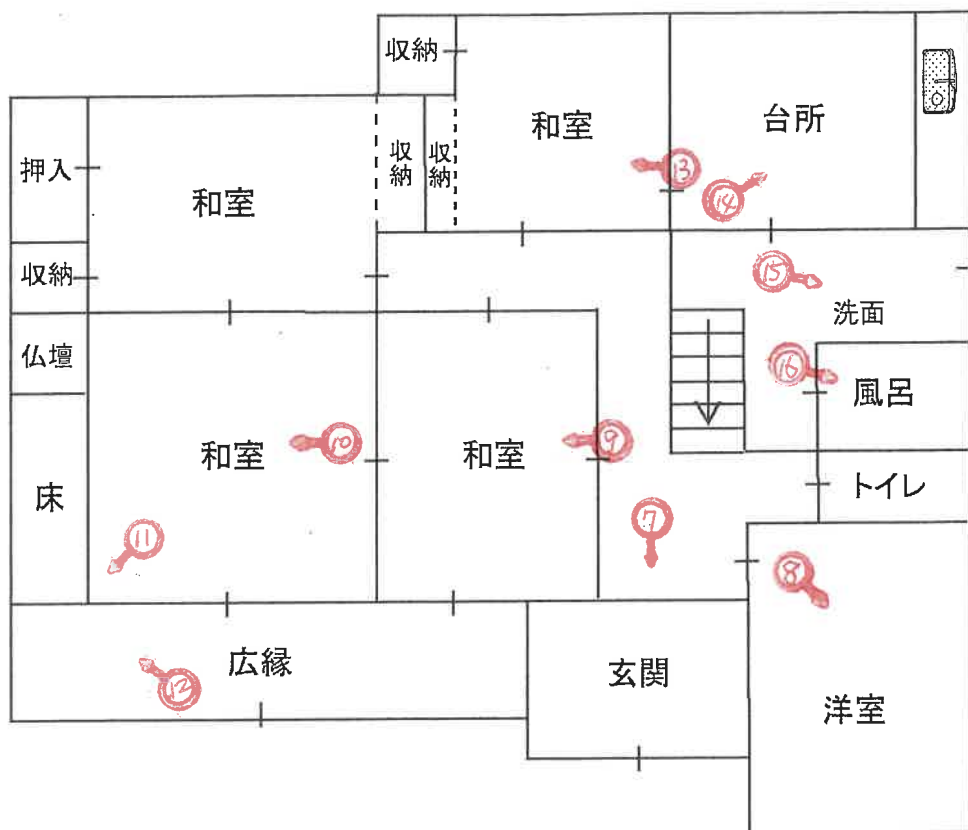
令和7年(ケ)第10002号

(←○は写真撮影位置および方向)

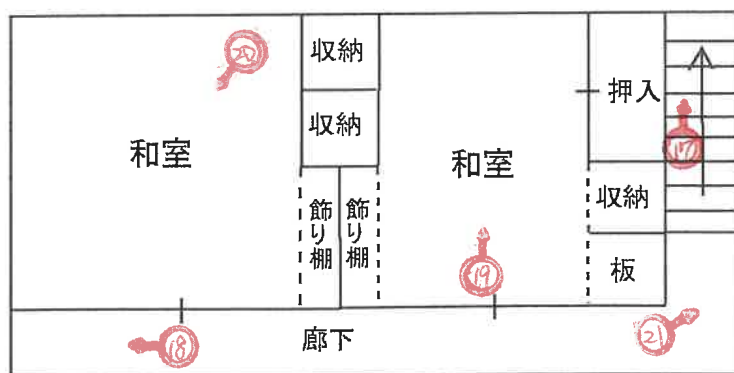
(8 枚目)

建物間取図

(1F)



(2F)



令和7年(ケ)第10002号

(←○は写真撮影位置および方向)

写真 ①



本件建物

本件土地

地番152番4の土地
(目的外土地)

里道

本件建物

写真 ②



里道

里道

写真 ③



地番152番4の土地
(目的外土地)

写真 ④



本件土地
公図、建物図面と
形状が相違する部分



写真 ⑤

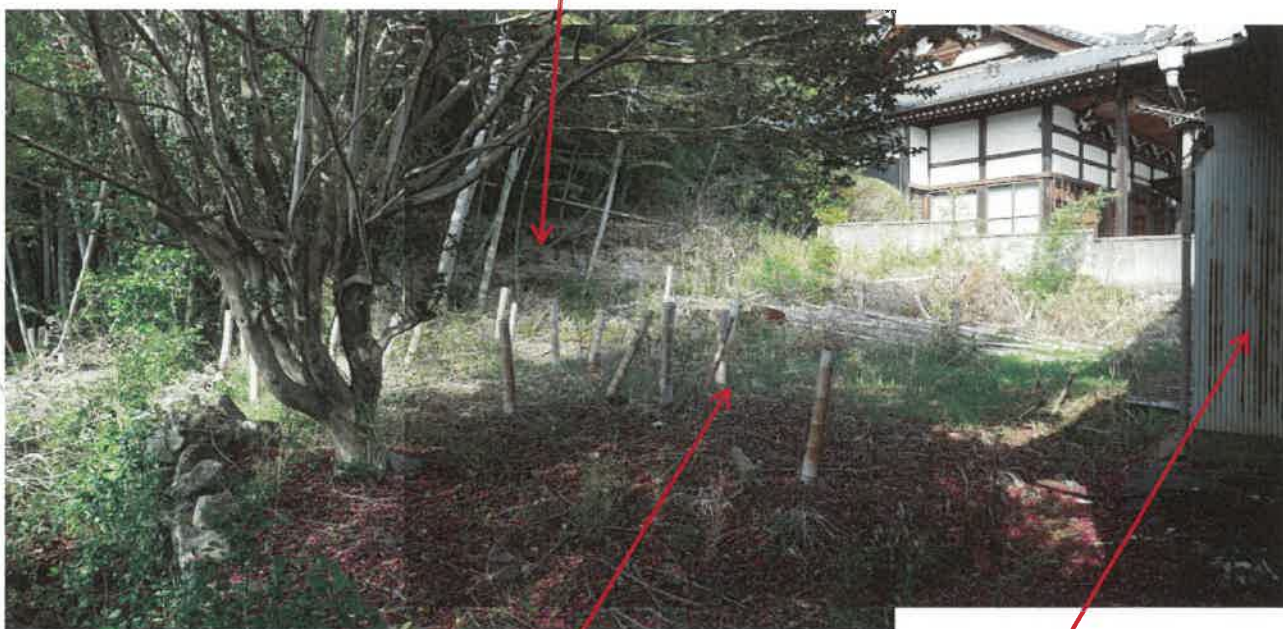
本件建物

本件土地
公図、建物図面と
形状が相違する部分

里道

地番161番4と思われる土地

写真 ⑥



本件土地

本件建物

写真 ⑦



写真 ⑧



写真 ⑨





写真 ⑩

雨漏り箇所

写真 ⑪



雨漏り箇所

写真 ⑫





写真 ⑬



写真 ⑭

写真 ⑮



写真 ⑯



雨漏り箇所

写真 ⑰



雨漏り箇所

写真 ⑱





写真 ①⑨

雨漏り箇所



写真 ②⑩

雨漏り箇所

写真 ②①

2階屋根裏収納



令和 7 年 (ケ) 第 10002 号
令和 7 年 4 月 8 日 現地調査
令和 7 年 4 月 30 日 評価

神戸地方裁判所
姫路支部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

一色 かつみ

第1 評価額

一括価格	
金2,170,000円	
内訳価格	
物件1(土地)	金1,070,000円
物件2(建物)	金1,100,000円

- 1 一括価格は、物件1・2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	物件目録記載のとおり	下記特記事項のとおり
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	物件目録記載のとおり	
特 記 事 項			
	物件1は、目的外土地（152番4、152番2の一部：登記簿上の所有者亡D）と一体画地を構成し、物件2の敷地となっている。公図や建物図面と土地の形状が異なるが、自治会が保有する古地図等によると現況と同様の形状・土地数量であったと思われる。また現地で概測したところ、面積は概ね公簿数量と同等であった。なお、法務局備付けの地積測量図は無く、境界杭等も見られないため、周囲土地との境界・範囲等は判然としない。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	J R 線 本竜野駅の北東方 約1.9 k m（道路距離） （附属資料位置図参照）	
付 近 の 状 況	狹隘な道路が錯綜する、旧来からの戸建住宅地域	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 （道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制）	都市計画区分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	市街化調整区域 指定なし 60 % 200 % 防火指定なし 特別指定区域「地縁者の住宅区域」
画 地 条 件	規模 304.13 m ² の やや不整形地	
接面道路の状況	南側 約2～3m里道 （建築基準法上、未判定） ※上記里道を介して、南方で幅員3.5m程度の市道に接続する。	
土 地 の 利 用 状 況 等	物件1は物件2建物の敷地	
供給処理施設	上 水 道 あり ガ ス 配 管 なし 下 水 道 あり （注）供給処理施設における「あり」・「なし」とは対象物件の前面道路に引込み可能な該当施設の本管が通っている・通っていない状態にあることをいう。	
土 壌 汚 染 等	土壌汚染の可能性について特段の情報は得られなかったが、その有無及び内容について確実な情報を得るには専門調査機関による土壌汚染状況調査を要する。	
特 記 事 項	- 自治会が保有する地図等によると、南里道は物件1の東側を通り、北方の山側に続いている。現況は水路のあたりと推定される。なお物件1単独では、建築基準法上の接道義務を満たさない可能性がある。 - 市街化調整区域につき、継続使用の可否、再建築の可否等は、関係機関との協議を要する。	

2 建物の概況及び利用状況等 (物件2)

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載） 昭和45年3月18日 新築 経過年数 55 年程度 経済的残存耐用年数 一 年程度 ※目的建物は経済的耐用年数をほぼ満了している。
仕 様	構 造 : 木造 屋 根 : 瓦葺 外 壁 : 鋼板貼り・モルタル・タイル等 内 壁 : センイ壁・合板等 天 井 : 石膏ボード・合板等 床 : タタミ・板等 設 備 : 特にない その他 : ー
床面積（現況）	目的物件記載のとおり
現況用途等	現況用途： 居宅 間取り： 附属資料建物間取図のとおり
品 等	やや劣る
保守管理の状態	劣る
建物の利用状況	現況調査報告書のとおり
特 記 事 項	・石綿使用等の有無 対象建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。 ・1階、2階ともに雨漏り痕がある。また2階の天井の抜け落ち、各階床の沈み込みが確認できる。 ・住宅設備等については、正常に機能するか否か不明である。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番 号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個 別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建 付 地 価 格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	16,000	0.70	304.13	0.80	2,730,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示（たつのー10）

公示価格等(円/㎡) 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格(円/㎡)

$$15,800 \times 99/100 \times 100/100 \times 100/98 \approx 16,000$$

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率

◇標準化補正：不要(1.00)

◇地域格差： 街路条件 接近条件 環境条件 行政条件 格差率
 $100/109 \times 100/95 \times 100/95 \times 100/100 \approx 100/98$

イ 個別格差：形状、間口狭小等(0.70)

ウ 地 積：登記記載数量

エ 建付減価：建物と敷地との適応性、建物と環境との適合性の考慮

(2) 建物価格（物件2）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番 号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建 物 価 格 (円) ア×イ×ウ
2	140,000	164.78	0.05	1,150,000

ウ 現価率

対象建物は既に経済的耐用年数を満了しており、その経済価値は残価率(5%)程度と判定される。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番 号	建 付 地 価 格 (円) ア	土 地 利 用 権 等 割 合 イ		土 地 利 用 権 等 価 格 (円) ア×イ
1	2,730,000	0.30	法定地上権	820,000

(2) 内訳価格及び一括価格

番 号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有 減価 修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評 価 額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	2,730,000	-820,000		0.80	0.70	1,070,000
2	1,150,000	+820,000	1.00	0.80	0.70	1,100,000
一 括 価 格 (合 計)						2,170,000

ウ 占有減価修正： 必要なし

エ 市場性修正： 需要の弱い市街化調整区域の在来集落内に存することを考慮した。

オ 競売市場修正： 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

- 1 地価公示価格等 (たつのー10)
所 在 : たつの市揖西町新宮字カケウシ1039番4
価 格 : 15,800円/㎡
位 置 : JR線「本竜野」駅より道路距離4.9km
価 格 時 点 : 令和7年1月1日
地 積 : 225㎡
供給処理施設 : 水道、下水
接 面 街 路 : 東側幅員7.5m市道に接面
用 途 指 定 等 : 市街化調整区域(建ぺい率60%, 容積率200%)
地 域 の 概 要 : 戸建住宅が散在する県道背後の住宅地域

- 2 固定資産税評価額(令和6年度)
物件1 : 4,145,900円
物件2 : 1,273,300円

第7 附属資料

- 1 対象不動産及び地価公示地等の位置図
- 2 公図写
- 3 建物図面・各階平面図写
- 4 物件配置略図
- 5 建物間取図
- 6 現況写真

以 上

物 件 目 録

1 所 在 たつの市龍野町中井字西垣内

地 番 151番

地 目 宅地

地 積 304.13平方メートル

共有者 A 持分8分の1

共有者 B 持分8分の7

2 所 在 たつの市龍野町中井字西垣内151番地

家屋 番号 151番の1

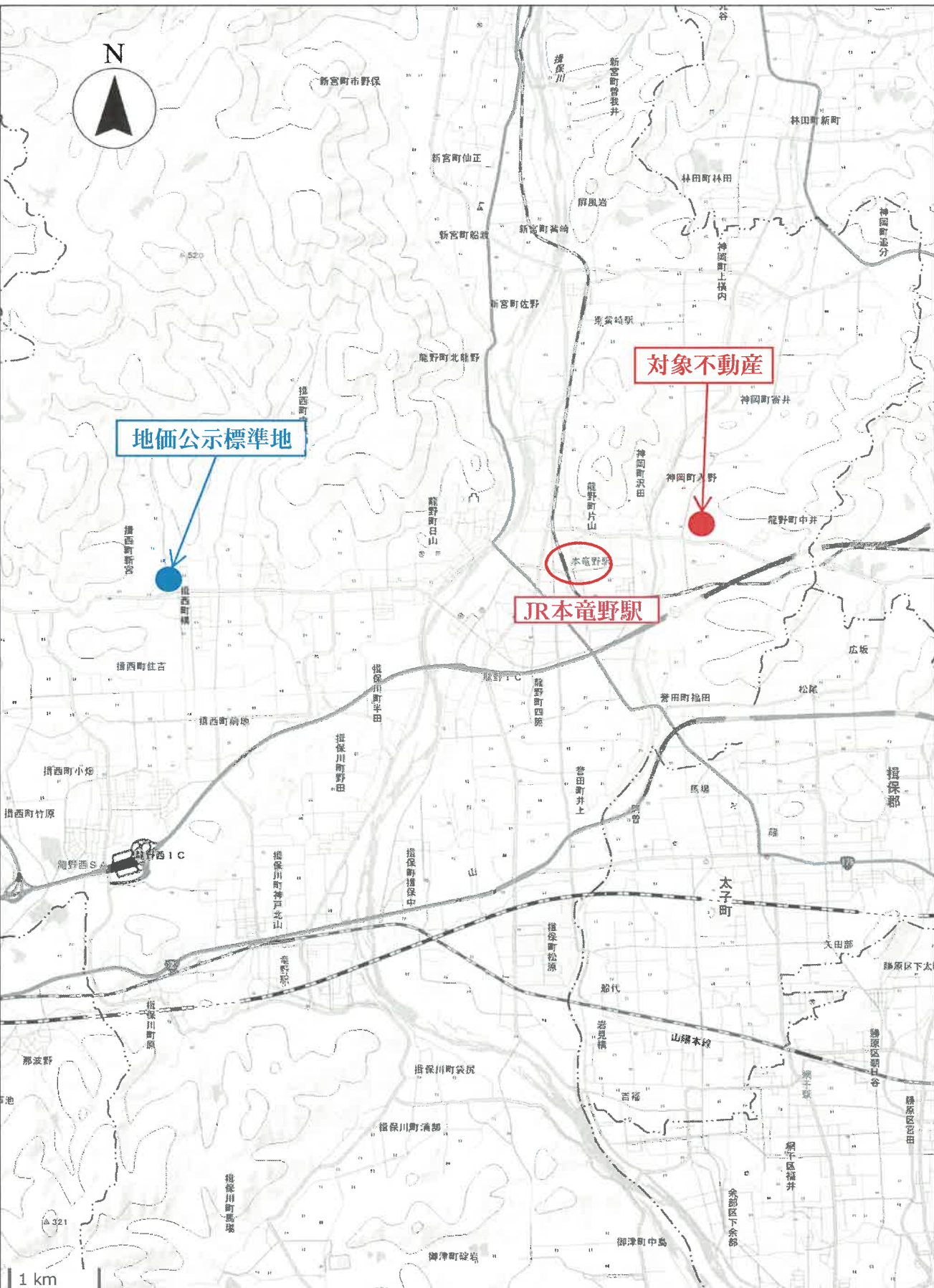
種 類 居宅

構 造 木造瓦葺2階建

床 面 積 1階 117.94平方メートル
2階 46.84平方メートル

共有者 A 持分8分の1

共有者 B 持分8分の7



* 国土地理院地図データを基に加筆・作成した。

COPY

COPY

(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出

龍野町中井

請 求 分	所 在	たつの市龍野町中井々西垣内				地 番	151番	
出 力 尺	縮尺不明	精 度 区 分		座標系又は記号	分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作 成 年 月 日					備 付 年 月 日 (原図)	補 記 項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(神戸地方法務局龍野支局管轄)

令和5年6月30日

神戸地方法務局

登記官

A3版をA4版に縮小

登記年月日 昭和45年3月26日

これは図面に記録されている内容に証明した上面である
(神戸地方法務局龍野支局管轄)
令和5年6月30日 神戸地方法務局

令和5年6月30日

神戸地方法務局

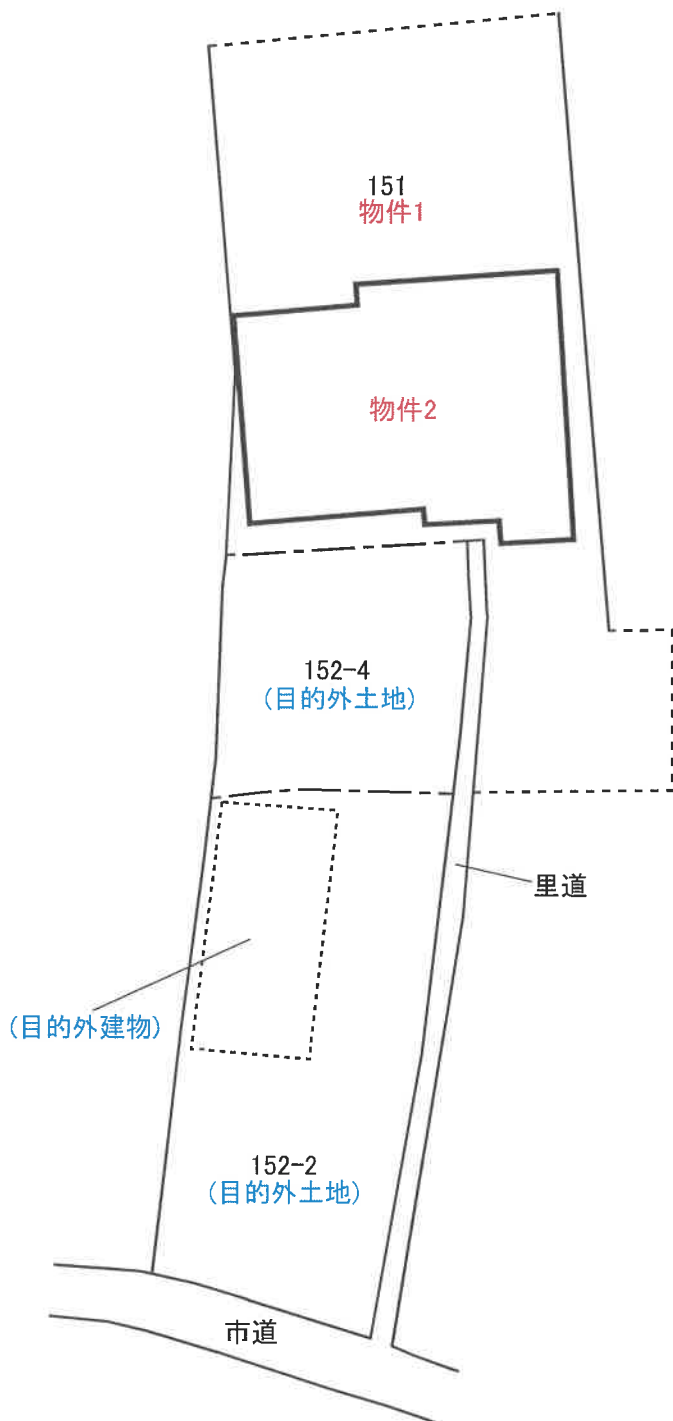
[illegible]

請求番号: 12-2

A3版をA4版に縮小

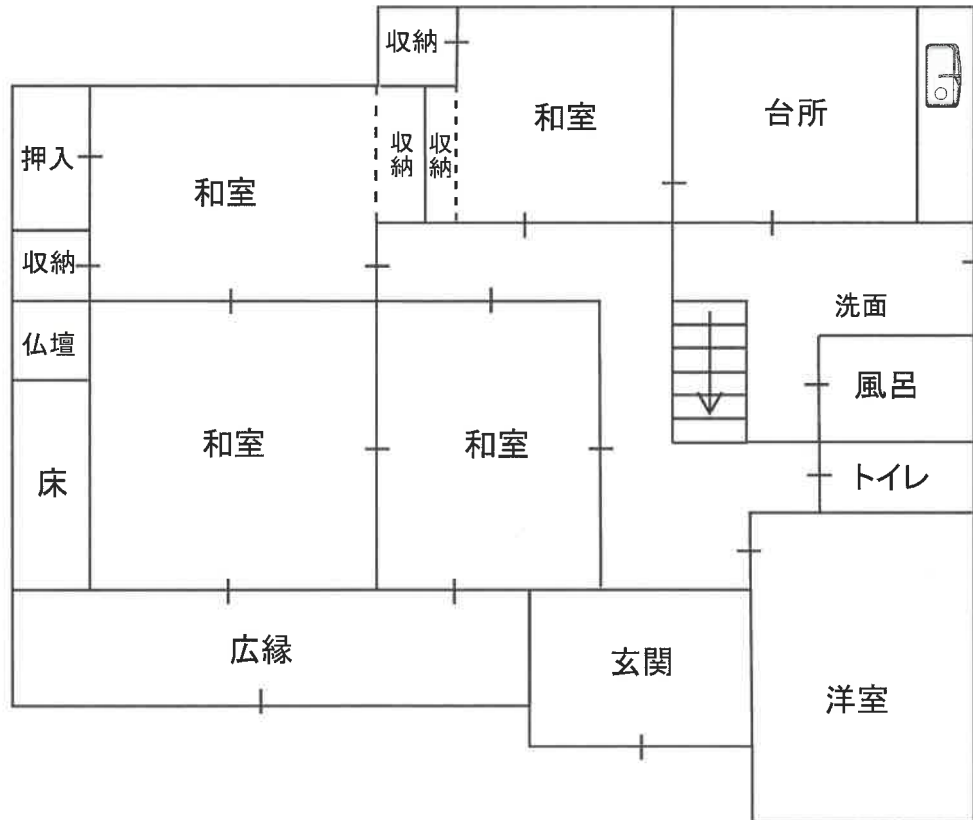
請求番号: 12-2

物件配置略図

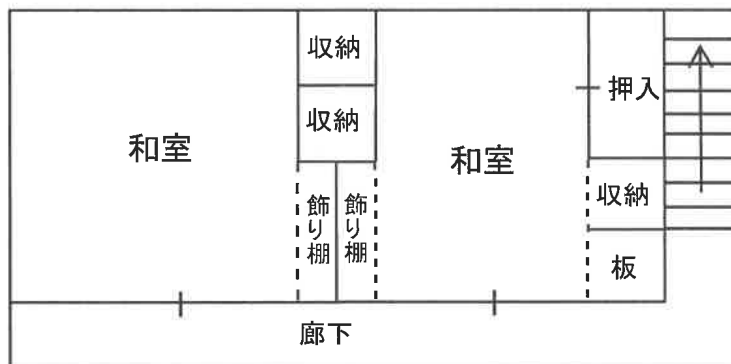


建物間取図

(1F)



(2F)



令和7年(ケ)第10002号

現況写真

物件 2



物件 2

